

第12回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和元年12月 5日(木) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階庁議室

・出席委員

1番	白石 淳一	2番	金井 邦雄 (会長職務代理者)
3番	角田 郁夫	4番	原田 良美
5番	遠藤 由理子	6番	松井 則雄
7番	堀江 正司	8番	本多 弘
9番	中村 光孝	10番	鶴淵 君江
11番	宇敷 和也 (会長)	12番	清水 文明
13番	井上 正文	14番	見城 覚
15番	小林 由喜子		

・欠席

なし

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	山田 重之
事務局次長兼農地係長	小野 利明
副主幹	木我 健
副主幹	佐藤 エリカ

・会議の概要

- 事務局長 1. 開会前 午後 1 時 3 9 分  
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。  
在任委員 1 5 名中、現在の出席委員は 1 5 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。  
それでは、宇敷会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長 2. 開会及び会長あいさつ 午後 1 時 4 0 分  
(宇敷会長)
- 議長 3. 議事録署名委員の指名について 午後 1 時 4 1 分  
最初に議事録署名人の指名を行います。  
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、8 番本多弘委員、9 番中村光孝委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いたします。
- 議長 4. 諸般の報告 午後 1 時 4 2 分  
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。  
事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告  
(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
(2)農地の合意解約について  
(3)制限除外の農地移動について  
(4)農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について  
(5)再生可能エネルギー発電設備の設置に関する協議結果について  
  
これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長 5. 付議事件 午後 1 時 4 0 分  
議案第 5 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、1番の案件は、「農業委員会等に関する法律」第31条で定める「議事参与の制限」に当たりますので、はじめに1番を除いて審議をお願いいたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 6件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、2番の案件について

3番の案件について

4番の案件について

3番 はい。

議長 3番。

3番 売買価格が随分安いと思うが。耕作放棄地だとこんなに安く買えるものなのですか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 耕作放棄地といっても木が生えているほど荒れていた土地になります。以前より譲受人から相談があり、所有する自己の農地と隣接する申請地を整地し、農地に復元して一体で耕作したい。低価格で譲ってもらえるなら自費で農地に復元する。とのことであったた

め、地元推進委員の協力を得て決定したものだと思われます。

3番 すでに木が生えていたんですか。

事務局員 はい。農地の再生を自費で行うことを条件とのことですよ。

3番 分かりました。

議長 ほかに。

無いようですので、5番の案件について

6の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第52号については、1番の案件を除いて、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第52号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、1番の案件を除いて、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

続きまして、1番の案件の審議になりますが、先ほども申し上げましたとおり「農業委員会等に関する法律」第31条で定める「議事参与の制限」に当たりますので、2番金井邦雄委員の退席を求めます。

～～～ 金井邦雄委員 退室 ～～～

それでは、1番の案件について審議をお願いいたします。  
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。  
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

13番 はい。議長。

議長 13番。

13番 譲渡人の申請理由が耕作が困難とのことですが、今回の売買の直前までは申請地は耕作されていたものですか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 この場で確認できるものになると航空写真になりますが、3年前のものになります。これだけで確認するとすれば耕作されていると見受けられます。

13番 それなりに直近まで耕作されていた訳ですね。分かりました。

議長 ほかに。  
  
無いようですので、お諮りいたします。  
議案第52号については、1番の案件については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。  
  
(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第52号の「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の1番の案件については、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

ここで2番金井邦雄委員の入室を認めます。

～～～ 金井邦雄委員 入室 ～～～

次に議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

13番

はい。議長。

議長

13番。

13番

面積が22㎡、申請人が4名ということで、想像はつくのですが、相続人ですか、単なる共有の地権者どちらでしょうか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

本申請人にあつては、相続による共有での所有です。配偶者及び子3名ということです。相続時に申請地が農地であることが判明したのですが、相続登記完了後に是正の申請に及んだとのこと。

議長

ほかに。

3 番

はい。

議長

3 番。

3 番

申請理由ですが、通路用地ということですが、公衆用道路にするのか私道なのか。というのは、公衆用道路になると非課税なんですよ、今後どういう扱いになるのか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

転用許可後にどのようにするのかまでは確認していません。現地写真を見ていただくと、アスファルト敷きになっていますが、申請地の奥にも道路が続いています。今回はアスファルト敷きになっている部分の是正の申請ですので、所有者が現況のとおり申請したものであると思います。

3 番

はい。分かりました。

議長

ほかに。

無いようですので、2 番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 53 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第54号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

7番

はい。

議長

7番。

7番

現地写真を確認するかぎり農地には見られないですが。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

現地は整地されフェンスで囲われています。現況農地ではありませんので、始末書が添付されています。当初の許可は貸家住宅用地として平成18年7月に出ています。いずれにしましても当初の目的を達成しておらず、農地でも無いということで始末書の添付をしています。

議長

ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。



議案第54号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第54号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第55号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 9件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

2番の案件について

3番

はい。

議長

3番。

3番

公衆用道路で現況が畑ということですが、公衆用道路で登記されている土地は税金を払っていませんが、これを農地として使った場合に始末書とかは必要ないのですか。

事務局員

はい。

議長

事務局員

事務局。

この土地が課税されているかどうかは分かりませんが、設定人所有の土地になります。

3 番

ということは固定資産税を払わずに農地として使っていたので始末書は必要が無いのかを聞きたい。

事務局

農業委員会としては、農地を農地以外に使っていた場合に許可を得ていないものとして始末書を添付してもらっています。違反転用をしていたので、農地法違反があるということです。農地法の解釈からすれば現況主義であるので、たとえば、山林や原野を農地として使っていた場合に始末書を要するかといえは要しないものと思われるので、この場合の課税の有無にかかわらず始末書の添付は必要ないと考えます。

3 番

分かりました。

議長

ほかに。

無いようですので、3 番の案件について

4 番の案件について

5 番の案件について

6 番の案件について

7 番の案件について

8 番の案件について

9 番の案件について

3 番

議長

はい。6番についてはあります。

3番

3番。

事務局員

1000㎡を超える太陽光発電なので都市計画課との協議は必要ですよ。

議長

はい。

事務局員

事務局。

3番

説明が不足していました。ご質問のとおりです。現在都市計画課と協議中とのことですので、協議結果を待ち許可証の交付をいたします。

議長

分かりました。

ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第55号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第55号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第56号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 5件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。  
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。  
議案第56号については、願い出のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。  
よって、議案第56号「農地に該当しないことの証明願について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。  
次に議案第57号「農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。  
ご意見がございましたら、お願いいたします。

6番

はい。ちょっといいですか。

議長

6番。

6番

35ページの83番から86番ですが、担当推進委員の名前がこれでいいのか。土地の所在と食い違いはないのか。

事務局員

はい。

議長

事務局員

事務局

設定する農地の所在する担当地区の推進委員ではない方が記載されているということかと思いますが、こちらは利用権の再設定になりますので、借受人の住所地の推進委員さんに更新の手続きをお願いしているものになります。

議長

ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第57号については、計画のとおり、これを決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第57号「農用地利用集積計画(案)について」は、計画(案)のとおりこれを決定し、市長に回答いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時55分

## 6. 協議事項

- (1) 沼田市農業振興地域整備推進協議会委員の推薦について
- (2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦・公募について

## 7. 連絡事項

- (1) 令和元年度「農業振興船津賞」受賞者について
- (2) 沼田市農地等の利用最適化の推進施策に関する意見書提出について
- (3) 沼田市農業委員会農業委員・推進委員全体会議の開催について
- (4) 行事予定について
- (5) その他

## 8. 閉 会

終了 午後3時57分